

○公共事業箇所評価の目的及び対象

評価の種類	評価の目的	評価の対象事業箇所 (災害復旧及び維持修繕に係る事業箇所は除く)	備考
新規評価	○ <u>新たに実施しようとする公共事業</u> ↓ 必要性・効率性等の観点から着手等の判断を行う	○総事業費1億円以上の事業	
継続評価	○ <u>継続して実施している公共事業</u> ↓ 必要性・効率性等の観点から継続や中止等の判断を行う	<p>(年数経過等によるもの)</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 国庫補助事業(※1) 着手後(※2)、6年目(※3)の事業 ② 総事業費5億円以上の県単独事業 着手後(※2)、5年目の事業 ③ 増額が3割以上の事業 ④ 社会経済情勢の急激な変化等により見直しの必要性が生じた事業 <p>(点検によるもの)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 継続箇所評価後3年目の評価基準点の確認(点検) 結果、5点以上(※4)増減した事業 	<p>※1 農林水産省生産局及び農村振興局、林野庁、水産庁、国土交通省の所管事業</p> <p>※2 継続箇所評価後も含む</p> <p>※3 国土交通省所管事業は5年目</p> <p>※4 5点未満は報告のみ</p>
終了評価	○ <u>実施後の公共事業</u> ↓ 有効性等の観点から、適切な維持管理、利活用の検討を行い、 <u>同種事業の計画・調査等に反映</u>	○総事業費10億円以上の事業で、事業終了から2年経過した日が当年度のもの	